

鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

鳥栖市長

向門慶人

鳥栖市条例第21号

鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市監査委員に関する条例（昭和４７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(請求又は要求による監査) 第６条 法第７５条第１項、法第９８条第２項、法第２４２条第１項若しくは法第２４３条の２の８第３項の規定による監査の請求又は法第１９９条第６項若しくは第７項及び法第２３５条の２第２項の規定による市長の要求があつたときは、監査委員は、請求又は要求を受けた日から１０日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。	(請求又は要求による監査) 第６条 法第７５条第１項、法第９８条第２項、法第２４２条第１項若しくは法第２４３条の２の９第３項の規定による監査の請求又は法第１９９条第６項若しくは第７項及び法第２３５条の２第２項の規定による市長の要求があつたときは、監査委員は、請求又は要求を受けた日から１０日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

鳥栖市長

白門慶人

鳥栖市条例第22号

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第13条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第2号ロ</u> に規定する移動端末設備を多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に使用し、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の請求をし、その交付を受けることができる。	第13条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、 <u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロ</u> に規定する移動端末設備を多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に使用し、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の請求をし、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

鳥栖市長

向門慶人

鳥栖市条例第23号

鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

鳥栖市体育施設条例（昭和５３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前					改 正 後				
別表 6 市民庭球場使用料					別表 6 市民庭球場使用料				
区分	庭球場使用料		夜間照明使用料		区分	庭球場使用料		夜間照明使用料	
	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)		1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)
小・中・高生	150円	50円	<u>100円</u>	<u>50円</u>	小・中・高生	150円	50円	<u>50円</u>	<u>30円</u>
一般	310円	100円	<u>260円</u>	<u>100円</u>	一般	310円	100円	<u>130円</u>	<u>50円</u>
市外	650円	200円	<u>630円</u>	<u>200円</u>	市外	650円	200円	<u>320円</u>	<u>100円</u>
備考 略					備考 略				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和８年７月１日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表６の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

鳥栖市長

向門慶人

鳥栖市条例第24号

鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

鳥栖スタジアム条例(平成8年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前				改 正 後			
別表第1				別表第1			
略				略			
2 夜間照明施設使用料				2 夜間照明施設使用料			
(単位 円)				(単位 円)			
	区分	単位	使用料		区分	単位	使用料
アマチュアスポーツに使用	全部点灯	30分間当たり	9, 070	アマチュアスポーツに使用	1500ルクス	30分間当たり	4, 540
	2分の1点灯	30分間当たり	4, 580		500ルクス	30分間当たり	1, 510
	5分の1点灯	30分間当たり	1, 810		200ルクス	30分間当たり	600
	10分の1点灯	30分間当たり	950		100ルクス	30分間当たり	300
					演出照明	30分間当たり	360
アマチュア以外のスポーツに使用	全部点灯	30分間当たり	78, 570	アマチュア以外のスポーツに使用	1500ルクス	30分間当たり	39, 290
	2分の1点灯	30分間当たり	39, 280		500ルクス	30分間当たり	13, 100
	5分の1点灯	30分間当たり	15, 710		200ルクス	30分間当たり	5, 240
	10分の1点灯	30分間当たり	7, 850		100ルクス	30分間当たり	2, 620
					演出照明	30分間当たり	3, 130
アマチュアスポーツで市外者使用	全部点灯	30分間当たり	18, 150	アマチュアスポーツで市外者使用	1500ルクス	30分間当たり	9, 080
	2分の1点灯	30分間当たり	9, 170		500ルクス	30分間当たり	3, 020
	5分の1点灯	30分間当たり	3, 620		200ルクス	30分間当たり	1, 200
	10分の1点灯	30分間当たり	1, 910		100ルクス	30分間当たり	600
					演出照明	30分間当たり	720
備考 使用時間が30分間未満の場合は、30分間として計算する。				備考 使用時間が30分間未満の場合は、30分間として計算する。			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。